

船舶事故調査報告書

平成21年12月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成20年12月29日 14時40分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市鳥羽港 鳥羽坂手港一号防波堤灯台から真方位167°130m付近 (概位 北緯34°28.9′ 東経136°51.6′)
事故調査の経過	平成21年1月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A モーターボート あおい丸、5トン未満 243-25193三重、個人所有 8.73m(Lr)×2.14m×0.57m、FRP ディーゼル機関、106kW、平成5年10月 B 漁船 ^{もきち} 茂吉丸、0.52トン ME3-46492（漁船登録番号）、個人所有 5.20m(Lr)×1.20m×0.38m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、昭和55年5月1日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 42歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年3月6日 免許証交付日 平成18年6月20日 (平成23年6月19日まで有効) B 船長B 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年12月5日 免許証交付日 平成18年6月29日 (平成24年4月1日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長B）
損傷	A 舵軸シャフト受けの脱落 B 右舷船尾外板及び船外機の破損

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが船舶所有者ほか知人2人を乗せ、魚釣りの目的で鳥羽港内の係留場所から発進し、三重県坂手島の周辺で釣りをした後、14時30分ごろ坂手島東端沖の釣り場から帰航の途についた。</p> <p>船長Aは、西日による海面反射（以下「サングリッター」という。）が前方に生じている状況下、坂手島南岸と鳥羽市安楽島地区北岸とによって形成された水路（以下「坂手島南側水路」という。）の中央部付近を坂手島南岸に沿って約10ノット(kn)の速力で南西進した。</p> <p>船長Aは、坂手島南東端沖に差し掛かったとき、左舷前方約200～300mのところにてB船を視認したが、B船が安楽島地区北岸寄りをA船と同じ方角に向かっていて、B船と衝突するおそれはないものと思った。</p> <p>一方、B船は、船長Bが1人で乗り組み、なまこ漁の目的で坂手漁港を出港し、操業を終えた後、坂手島南側水路を西進していた。</p> <p>船長Aは、右舷前方にある坂手漁港の防波堤入口付近に視線を向けるなどしたのち、船首至近にいるB船に気づき、主機のクラッチを中立としたが、平成20年12月29日（月）14時40分ごろ、A船の船首とB船の船尾とが衝突した。</p> <p>坂手漁港の防波堤入口付近で釣りを終えた第三船の船長は、B船（約3kn）の後方から針路が一緒のA船（約15kn）が接近し、両船ともに針路、速力を変えずに衝突するのを目撃した。</p> <p>衝突の結果、船長Bが落水し、A船及び来援した漁船に間もなく救助されて病院に搬送されたが、16時30分外傷性ショックで死亡した。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：平穏</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>坂手島南側水路は幅約400mあり、安楽島北岸近くには定置網が設置されていた。</p> <p>本事故発生時、太陽は、真方位約216° 高度約23° であった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし 不明</p> <p>A船がB船を追い越す態勢で衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、左舷前方にB船を視認したが、B船がA船と同じ方角に向かっていているように見えたので、A船との衝突のおそれはないものと思ひ込み、その後、右舷前方の坂手漁港の防波堤入口付近に視線を向けるなどしていたものと考えられる。</p> <p>船長Aは、衝突の直前までB船と衝突のおそれのある態勢で接近していることに気付かなかったことから、適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、衝突するまでその針路及び速力を変えずに西進していたことから、船長Bが適切な</p>

	<p>見張りを行っていなかった可能性があると考えられる。</p> <p>船長Bの操船及び見張り状況については、明らかにすることができなかった。</p> <p>A船の左舷前方にサングリッターが生じていたものと考えられるが、A船の見張りに与えた影響については、明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、鳥羽港の坂手島南側水路において、A船及びB船が西進中、適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>